

第4章 景観づくりのその他の方針



第4章 景観づくりのその他の方針

1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

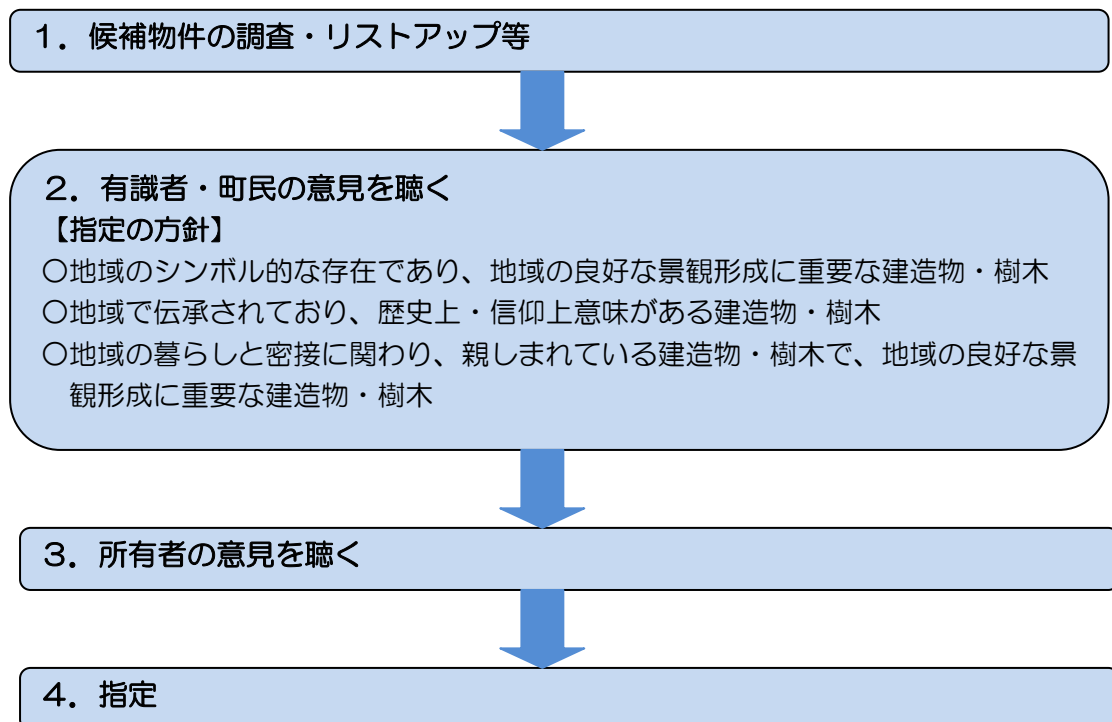
「景観重要建造物」や「景観重要樹木」は、地域の良好な景観形成を図る上で、重要な要素となる建造物や樹木を指定し、その保全と適切な維持管理を図るものです。

本町においては、道路等の公共空間から誰もが容易に見ることができ、以下の基準のいずれかに該当する建造物及び樹木について、今後、候補物件の調査・リストアップを行い、所有者や管理者との協議を行った上で「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」として指定します。

なお、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定、又は仮指定されたものについては対象外とします。

以下に景観重要建造物又は景観重要樹木の指定までのイメージを示します。

■ 指定までのイメージ



2. 景観重要公共施設の指定の方針

公共施設は、森林や農地、集落や広告物等とともに、地域の景観を形成する主要な要素の一つであり、地域の良好な景観形成をすすめていく上で先導的な役割を担っています。

このため、景観法では景観計画区域内で、地域の景観のシンボルとして親しまれている道路やランドマークとなっている公共施設等、本町の良好な景観形成を図る上で特に重要な公共施設については「景観重要公共施設」に指定し、整備の基準を定めることができるとされています。

本町においては、以下の事項に該当する公共施設について、今後、施設管理者との協議を行い、景観重要公共施設の指定に取り組みます。

- 大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの
- 本町の景観の骨格となる軸や拠点の周辺に位置する施設
- 景観資源の周辺にあり、景観形成を一体的に推進する必要がある施設
- 住民や事業者等が積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設
- 当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できる施設
- 良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に図る必要がある地域に位置する施設

表一景観重要公共施設の指定候補

種 類	名 称
道 路	県道小浜港線、県道黒島港線、県道白浜南風見線
港 湾	竹富東港、小浜港、黒島港、上地港、鳩間港、船浦港上原地区、船浦港船浦地区、白浜港、仲間港、船浮港
漁 港	西表漁港、波照間漁港、細崎漁港
公園事業に係る博物館施設及び園地	博物展示施設（位置：浦内川入口、古見、竹富島、黒島） 園地（位置：ヒナイ滝、西船付、大富入口、小浜島、竹富島、黒島、鳩間、ニシ浜、高那崎）

<参考資料>対象となる公共施設（景観法第8条第2項第5号）

- ① 道路法による道路
- ② 河川法による河川
- ③ 都市公園法による都市公園
- ④ 海岸法に規定する海岸保全区域等に係る海岸
- ⑤ 港湾法による港湾
- ⑥ 漁業漁場整備法による漁港
- ⑦ 自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧ その他政令で定める公共施設（土地改良施設、下水道、森林法による保安林施設事業に係る施設、市民緑地、特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留浸透施設、砂防設備、地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 等）

3. 屋外広告物の表示等に関する事項

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素の一つであり、情報の提供、地域の活気の創出といった効果がある一方、無秩序な設置により良好な景観を阻害する要素も持ち合わせています。

このため、沖縄県では屋外広告物法に基づき「沖縄県屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の適切な誘導等に関するルールを定めています。本町においては、沖縄県と連携を図りながら「沖縄県屋外広告物条例」を適切に運用することにより、良好な景観形成の誘導を図ります。

今後、本町の良好な景観形成を推進する上で必要がある場合は、本計画に屋外広告物に関する本町独自のルールづくりに向けて検討を行います。

4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

「景観農業振興地域整備計画」は、農業振興地域内で地域特性を踏まえた良好な農業景観づくりを推進するものです。

本町では、国立公園の特別保護地区（自然公園法）や大規模な森林、港湾隣接地域（港湾法）を除いた地域（ほとんどの平坦地）が農業振興地域となっています。そのため、本町の島々の地域特性を活かした農地景観を保全、育成するために景観農業振興地域整備計画の策定の必要が生じた場合は、本景観計画の方針等を踏まえて策定することとします。

5. 自然公園法の許可基準に関する事項

本町においては、町域全体に西表石垣国立公園（特別保護地区、特別地域、普通地域）が指定されています。特別保護地区及び特別地域においては、自然公園法に基づく管理計画において、建築物・工作物、木竹の伐採、土砂の採取、広告物等について、高さや色彩等に関する制限が設けられています。

本景観計画では建築物や工作物の形態や色彩、屋外における土石その他指定する物の集積、又は貯蔵について追加の基準設定を行うこととします。

表一 上乘せ基準

	現行の許可基準(一部の概要)	追加基準
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ13mを超えないものであること ・当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・竹富島については1階かつ8m以下、その他の地域については2階以下かつ高さ10m以下とすること ・建築物が大規模となる場合は、分節化、分散配置等を行うこと ・屋根の形態は寄棟（4～6寸勾配）とすること ・自然素材を活用し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材は用いないこと ・建築物の外壁は、マンセル値：色相YR～Y、明度8以上、彩度3以下とすること ・敷地面積の60%以上を緑化すること ・敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、敷地地盤面から1.5m以下とすること ・屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないもの ・山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと ・外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等を行うこと ・携帯電話基地局等の鉄塔はできる限り共同化に努めること ・金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避けること ・工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること
屋外における土石その他の指定する物の集積、又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・集積し、又は貯蔵する高さが10mを超えないものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑えること

第5章 計画の推進に向けて



第5章 計画の推進に向けて

1. 推進に向けての考え方

本町において協働の景観まちづくりを推進し、島々の良好な景観形成をすすめていくためには、身近にある大切な風景に気づいたり、自然、歴史、文化等、地域の良さ及び地域固有の資源を再認識することや共有することから始まります。地域特性等を再認識し町民の景観に対する感性が高まることで、日常的な清掃活動等の取り組みや景観形成基準の共有等へとつながっていきます。

良好な景観形成を図るためには、それぞれの地域に根ざした継続的な取り組みが必要となってくることから、以下の3つを段階的に意識しながら展開していくことが重要です。

【初動期】

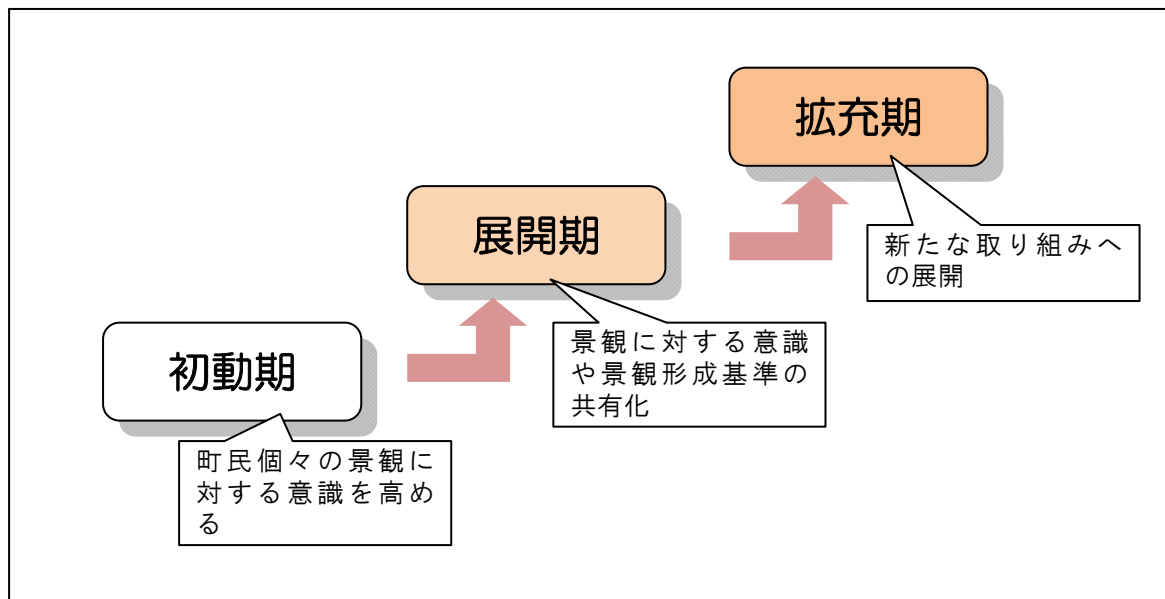
- 身近にある大切な風景に気づく
- 自然、歴史、文化等、地域の良さや固有の資源を再認識し、地域で共有する
- ポイ捨てをしない等、個人ですぐに取り組めることを実践していく 等

【展開期】

- 地域の環境美化活動等、これまで取り組んでいる身近な活動を継続する
- 地域や事業所、仲間同士で、ゴミ拾いやビーチクリーン等、新たな取り組みをする
- 地域で景観形成基準を共有する 等

【拡充期】

- これまでの取り組みにより、地域の景観が良くなったと感じることができる
- 新たな景観形成基準づくり等、より望ましい地域の景観づくりをめざした活動に取り組むことで、新たな段階の初動期につなげる 等



2. 法に基づく取り組みの推進

法に基づく取り組みの基本となるのは景観法の活用です。景観法に基づく景観計画の普及・啓発に努めながら、各種取り組みをすすめます。

一方で、景観づくりをすすめていくためには、景観法の枠組みだけでは限界があることから、関連する既存法制度と連携した取り組みをすすめます。

(1) 景観法に基づく取り組み

景観計画に基づく届出行為、行為の制限の適切な運用を行うとともに、景観重要建造物及び景観重要樹木の洗い出しと指定に向けた取り組みをすすめます。

また、各主体の連携、協働による景観づくりをすすめるため、必要に応じて「景観協議会」の設置や「景観協定」等を活用します。

一方、本町の良好な景観形成をすすめていく上で特に重要な地区については、よりきめ細かな景観の規制・誘導に向け、「準景観地区」の指定に取り組みます。

1) 景観協議会の設置検討

景観協議会は良好な景観形成に関する協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等で組織するもので、必要に応じ関係行政機関や公益事業を営む者、住民その他、良好な景観形成を行う者を景観協議会に加えることができます。

本町においては、今後、景観形成に向けた各主体の取り組み状況等をみながら、必要に応じて設置を検討します。

2) 景観協定の普及

景観協定は、景観計画区域内の土地において良好な景観形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観形成に関する協定を締結できる制度です。

町民との連携、協働による景観まちづくりをすすめていくためにも景観協定制度の普及に努めます。

3) 準景観地区の指定

準景観地区は、景観計画区域よりも厳しい基準を定め、積極的に規制・誘導を行うことで、良好な景観形成をより強力に担保する地区です。

本町においては、それぞれの地域特性に応じた望ましい姿を実現するため、準景観地区の指定が必要な地域について、地域住民の意向を十分に踏まえながら関連法制度の活用も考慮してすすめていきます。

(2) その他の関連法制度との連携・活用

本町では、景観に関する法制度として建築基準法をはじめ、自然公園法や文化財保護法、農業振興地域の整備に関する法律等があります。これらの関連法制度との十分な調整、連携を行い、良好な景観形成に向けた総合的な取り組みをすすめます。

1) 自然公園法

本町全域が西表石垣国立公園に指定されていることから、自然公園法と連動した自然景観の保全に取り組みます。また、本景観計画において建築物等の高さや色彩、開発行為等について上乗せの基準設定を行うことから、関係機関との綿密な連携のもと適切な運用を図ります。

2) 屋外広告物法（沖縄県屋外広告物条例）

平成24年度から県からの権限移譲により、屋外広告物については本町で許可事務及び簡易除去事務の一部を行うこととなります。このため、沖縄県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規制・誘導に努めます。

なお、屋外広告物については、今後の設置状況等も踏まえて、必要に応じて町独自のルールづくりについて検討を行うこととします。

3) 文化財保護法

重要伝統的建造物群保存地区に選定されている竹富島をはじめ、伝統的な建造物や遺跡等、本町の歴史・文化的な景観資源については、今後とも文化財保護法に基づく指定に取り組む等、文化的資源の保全・活用を図ります。

4) その他の関連法制度との調整、連携

その他、海岸法や河川法、農地法等の関連法に基づく各種施策等について、良好な景観づくりの視点から調整、連携を行うことにより、総合的な景観の形成をすすめます。

3. 自主的な取り組み

景観まちづくりをすすめていくためには、関連法制度を活用した取り組みとともに、町の自主的な取り組みが重要となります。自主的な取り組みとしては、町民等との協働による景観づくりをすすめるための普及・啓発の推進や表彰制度・助成制度の創設とともに、各主体の連携、協働を図るための体制構築が必要です。

(1) 町民等による景観まちづくり活動の促進に向けた取り組み

1) 景観計画の普及・啓発及び景観に関する各種情報の提供

景観計画に対する町民等の理解を深めるとともに、町民等の主体的な取り組みの促進を図るため、景観計画の概要版の配布や町ホームページへの掲載、その他景観に関する各種情報の提供等を行います。

2) 景観ガイドラインの作成

町民等が景観計画への理解を深めるとともに、効果的かつ円滑な運用を図るため、「竹富町景観ガイドライン」を作成します。

3) 専門家の派遣、表彰制度・助成制度等の支援制度の創設

町民等の主体的な取り組みを支援するため、専門家の派遣、表彰制度や助成制度等の支援制度を創設します。

4) 重点地区の指定と支援

地域における景観まちづくり機運が高い又は高まりつつある地域を重点地区として指定を行い、必要な事業・支援施策等を導入するとともに、準景観地区の指定に向けた取り組みを支援します。

(2) 景観づくりの推進体制の構築

景観計画の効果的かつ円滑な運用を図るため、景観計画・条例に基づく届出の前に相談・協議を行う場を設けるとともに、第三者機関である景観審議会の設置、庁内の体制構築、国や県との連携・協力体制の強化を行います。

1) 事前相談・協議の場の設置

届出対象行為について事前に相談・協議できる制度を創設し、景観計画への理解を図るとともに、景観形成の方針・基準等の遵守を促します。

2) 景観審議会の設置

竹富町の景観に関して専門的な見地から検討を行う第三者機関として景観審議会を設置します。なお、景観審議会の役割は、概ね以下の通りです。

- 景観計画の策定、景観ガイドラインの策定についての審議
- 届出行為の基準への適合、準景観地区の指定等についての審議

○景観重要建造物・景観重要樹木の指定、その他景観に関する基本的な事項又は重要な事項についての審議

3) 市内連絡協議会の設置

景観計画に基づく総合的、横断的な取り組みを推進するため、関係部局間の計画、施策等を踏まえた調整や整合性確保等を行う組織を設置します。

4) 国・県との連携・協力体制の強化

国や県関係部局（都市計画・モノレール課、文化課、自然保護課等）との連携・協力体制の強化を図ります。

4. 地域防災計画との連携

津波避難所の整備の際には、関係機関との調整のもと、竹富町地域防災計画及び本計画における「景観形成の方針」に則り、当該建築物等の設置目的を達成するために必要な最低限の高さの確保を行うこととします。